

包括外部監査の結果の概要について

第1 外部監査の概要

1 選定した特定の事件

支出に関する事務の執行について（内部統制の観点から）

2 事件を選定した理由

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスを言います。民間企業においては、会社法や金融商品取引法により導入が義務付けられています。

地方公共団体においても、地方分権改革の推進や健全化指標の算定の前提となる財務報告の信頼性の重要性に対する認識の高まりにより内部統制に関する議論が広がっており、総務省は平成21年3月に「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書」を公表しました。

一方、愛知県においては、今年の会計検査院の検査により不適正な会計処理が指摘され、経理適正化外部委員会により再発防止等のための提言が行われました。このような状況を踏まえ、内部統制の観点から支出に関する事務の執行について調査する必要性を認めました。

第2 発見事項対象案件

部局名	No.	区分	事業名、工事名等	金額
健康福祉部	1	補助金	厚生事業団運営費補助金	221,103,000 円
"	2	補助金	愛知公園協会運営費補助金	115,320,000 円
"	3	委託料	工賃倍増推進事業	945,000 円
"	4	工事 請負費	中央棟 3F 回廊床防水改修工事 緑の丘スロープ壁改修工事 中央棟 3F 回廊外壁改修工事 体育館庇屋根コンクリート防水 改修工事	1,155,000 円 1,857,450 円 1,365,000 円 1,197,000 円
産業労働部	1	補助金	経営指導事業費補助金	55,393,286 円 (当初)
"	2	補助金	愛知県商工会連合会事業費補助 金	2,350,000 円
"	3	委託料	訪日教育旅行受入情報整備事業	4,077,000 円
"	4	委託料	産業観光推進強化事業	20,149,266 円
"	5	委託料	「知の拠点」研究プロジェクト推進 事業委託	26,865,325 円
"	6	委託料	宿泊・観光施設に対する案内表示 多言語化支援事業	3,150,000 円
"	7	委託料	燃料電池普及人材育成業務	4,620,000 円
建設部	1	委託料	多自然川づくりアドバイスブック作 成業務委託	42,787,500 円
"	2	委託料	あんしん居住支援推進事業調査	5,250,000 円
"	3	委託料	平成 20 年度建設副産物関連業務 委託	21,357,000 円

第3 外部監査の結果

1 財務システムへの投資について

【意見】財務システムの投資有効性評価について（出納事務局）

愛知県では「IT（情報システム）に係る調達指針」（以下「IT 調達方針」）及び「IT 調達ガイドライン」において、情報企画課が「IT 投資適正化評価シート」を利用して、企画、開発、保守、運用の段階ごとに、情報化投資の有効性評価を実施する仕組みが整備されています。しかしながら、この仕組みは、平成20年3月31日以降に予算要求が行われた情報化投資に適用され、財務システムのサーバシステムへの再構築は適用外とされ、「IT 投資適正化評価シート」を利用した情報化投資の有効性評価が実施されていません。

「IT 投資適正化評価シート」を利用した有効性評価は、情報化投資の効果や目的が達成されたかどうかを分析、評価し、継続的な改善を実施する有益なツールであり、「IT 調達方針」の適用開始時期に関係なく、財務システムのサーバシステムへの再構築に関しても実施すべきと考えます。総合評価一般競争入札方式において、開発経費だけでなく運用開始から5年間の運用保守経費までを評価対象とし、1億円を超える経費削減が見込まれるとともに、オープンソースソフトウェアの導入により、機器更新時には保守運用業務を随意契約による特定業者への依存を解消することになっています。したがって、「IT 投資適正化評価シート」を利用した有効性評価の実施について、機器更新時には情報企画課と協議・検討することが望まれます。

2 財務システムの機能について

【意見】重大な事故、事件等の記録について（出納事務局）

「実施手順」第7条において、「システム管理者は、システムに事故等が発生した場合は、軽微なものを除きその事故等を分析し、分析結果を記録、保存するとともに再発防止の措置を講じるものとする。」と定められており、実行されていますが、長年の運用で蓄積された記録を迅速に活用したり、グループ員や保守運用の委託先であるA社と共有したりする仕組みが十分ではありません。

その結果、過去に財務システムで発生した重大な事故や障害からの学習効果を効率的に活かすことができず、類似の障害に迅速に対応できない可能性が高まります。

障害情報を一元管理する仕組みを整備し、記録を共有し、効率的に活用することが必要です。なお、財務電算グループでは平成 22 年 1 月からの運用開始を予定し、グループ員や保守・運用業者との情報共有を行う「財務システムコミュニティサイト」の中で、一元管理する障害情報を効率的に活用できる仕組みを整備中との説明を受けています。

3 財務システムの利用者について

【指摘】利用権限の棚卸について（出納事務局）

「実施手順」第 17 条において、「（前段省略）システム管理者は、定期的に職員ポータルサイトシステムに対する財務システムの利用権限の設定状況を監視し、システムの正常な運用に努めるものとする。」と定められていますが、財務電算グループでは財務システムの所属管理者による利用権限の設定状況に関する定期的な監視を実施していません。

その結果、過剰に設定されている利用権限や期中の人事異動等で削除すべき利用権限が放置されてしまい、不正アクセスに利用される可能性があります。

定期的に財務システムの利用権限の設定状況を検証させる手続きを整備し、不要な利用権限を削除することが必要です。

4 支出負担行為決議書

【指摘】原則的な支出事務である支出負担行為のうち、支出負担行為決議書の記載について（健康福祉部 No.1,2、産業労働部 No.1,2 等）

支出負担行為決議書に施行を示す印が押されていません。実際には文書が交付先に通知されており、その施行を示す押印が必要と思われます。

5 委託事業完了の検証とその後のフォローアップ

(1) 【意見】原則的な支出事務である監督及び検査のうち、委託事業の事後的な検証について（健康福祉部 No.3）

成果物が仕様のとおりに完成しているかは県担当者が確認しているようですが、単に確認するだけにとどまり、当該委託事業の効果の検証までは予定されていないとのことです。例えば、成果物に対して実際の使い易さ及びその効果等の事後的な検証等のフォローアップを行うことで、今後類似の事業を委託する際の委託業務仕様書の精度をより高められると考えられます。

(2) 【意見】原則的な支出事務である監督及び検査のうち、委託事業の事後的な検証について(建設部 No.1)

成果物が仕様のとおりに完成しているかは確認されていますが、当該委託事業の効果の検証までは実施されていません。建設部が発注する委託業務には、設計書や調査報告書、運用マニュアルの作成、システムの開発・保守、施設の保守・管理業務、啓発業務等があるとのことです。例えば担当者間でのフィードバックが活発に行われる仕組みを整えることにより現場の意見を収集することは、今後類似の事業を委託する際に有用であると考えられます。

(3) 【意見】原則的な支出事務である監督及び検査のうち、委託事業の委託先評価について(建設部 No.1,2)

委託業務完了時には、「委託業務成績評定表」を用いて、委託先の専門技術力や成果物の品質等に関する評点をつけていますが、その評点は、品質確認の手段の一つとして使用されているのみであり、今後どのように使用されていくかについては特に定めがないとのことです。

委託先評価とは、委託先の実施した業務について評価し、今後の委託先選定の際の材料の一つとしてその評価を有効利用することが目的であってしかるべきです。しかし現状は、委託先評価の有効活用がなされていないといえます。

したがって、委託先選定の際には、評価の低い業者を今後委託先の選定対象から外したり、逆に評価の高い業者を今後優先的に選定したりするなど、以前の評点が活かされるよう、委託先評価の仕組みを見直すことが必要と思われる。

6 契約について

(1) 【意見】原則的な支出事務である契約のうち、見積の徴取について(健康福祉部 No.4)

見積の徴取先が以下のように比較的固定されている状況にあります。

	A 社(豊川市) 1,100,000 円	B 社(新城市) 1,200,000 円	C 社(豊川市) 1,180,000 円
	A 社(豊川市) 1,769,000 円	B 社(新城市) 1,875,000 円	C 社(豊川市) 1,800,000 円
	A 社(豊川市) 1,300,000 円	B 社(新城市) 1,320,000 円	D 社(豊橋市) 1,380,000 円
	A 社(豊川市) 1,140,000 円	C 社(豊川市) 1,170,000 円	D 社(豊橋市) 1,200,000 円

これらの業者はすべて愛知県指名停止業者ではないことは事前に県にて確認しているとのことですので、見積徴取先選定の上では特に問題があるとはいえませんが、業者の所在地という視点でみると豊川市、新城市、豊橋市というように東三河地域に偏る傾向にあります。工事現場が豊川市ということで、その周辺地域の業者が選ばれる理由として、現場に近く、交通費の面でも施工管理の面でも有利であるという点は理解できます。しかし、少し対象を広げ、隣接する西三河地域等の業者からも参考見積をとることを検討されることが望ましいと思われまます。

(2) 【意見】原則的な支出事務である契約のうち、随意契約の妥当性について(産業労働部 No.3)

入札者等選定調書上、随意契約の理由として観光情報の収集能力や実績や経験を挙げていますが、他の民間企業の参入を検討したことについての記載がありません。1者随意契約とすることは、県の案件についての他の業者の参入の可能性を無くすばかりでなく、ひいては県にとっても不利益をもたらす結果となるおそれがあるため、入札者等選定調書に検討結果を記載する必要があると思われまます。

(3) 【意見】原則的な支出事務である契約のうち、1者随意契約の締結理由の明記について(産業労働部 No.4)

1者随意契約の理由として、観光情報の収集・発信に関し、過去に実績があることや他の追随を許さない豊富なノウハウを蓄積しているといったことが述べられています。しかし具体的にどういったことを根拠としているのかが明確に

なっていません。100万円を超える委託料に関して1者随意契約を締結することから理由の明記が望まれます。

(4)【指摘】原則的な支出事務である契約のうち、契約書の修正について(建設部 No.1)

契約書の原本を確認したところ、「6.契約保証金 愛知県財務規則第129条の3第3号により免除」の文言の一部が手書きで修正された形跡があります。原本を上書修正することが許されてしまうと、契約締結後のトラブルの原因になりかねません。契約書の内容に修正が生じた場合は、契約当事者双方の訂正印を当該修正箇所を押印すること等が必要です。

7 予算の積算

(1)【意見】原則的な支出事務である予算執行書(執行伺)のうち、積算の算定について(産業労働部 No.5,6)

研究プロジェクト推進事業委託にかかる予算執行書(執行伺)に執行額の算定根拠が一部記載されておらず、積算の算定について妥当性が完全には判断できません。

また、宿泊・観光施設に対する案内表示多言語化支援事業について、過去の同様の事業の積算や実績を参考にして積算しているとのことですが、参考にした事例についての記載がないため、妥当性を判断できません。

決裁過程で妥当性が判断できるよう、予算執行書(執行伺)に執行額の算定根拠を記載することが必要になると考えられます。

(2)【意見】原則的な支出事務である予算執行書(執行伺)のうち、積算の算定根拠の記載について(産業労働部 No.3)

積算資料は過去の同様の事業の積算や実績を参考にしています。そうであるならばその事実を積算の根拠として明確に記載するべきです。現状根拠が明確になっていないために、積算根拠の妥当性が第三者に判明しないと考えられます。

8 予算執行書（執行伺）

【指摘】原則的な支出事務である予算執行書（執行伺）のうち添付資料の訂正方法について（産業労働部 No.7）

予算執行書（執行伺）の添付資料に具体的内容が記載されていますが、その内容に鉛筆書きで訂正が加えられています。訂正の方法として鉛筆書きが認められると、本来訂正すべきものが消されるおそれがあります。ペン書きにて訂正し、訂正後訂正者が押印するという実務の徹底が必要です。

9 概算払精算書

【指摘】特例的な支出事務である概算払のうち、概算払精算書の作成について（産業労働部 No.2,3）

概算払案件ですが精算書がありません。

愛知県商工会連合会事業費補助金については、2度の概算払をし、額の確定後残額を支払った事例であり、このような場合は概算払精算書の作成は不要と判断したとのことことです。

訪日教育旅行受入態勢整備事業については、概算払精算書の作成を失念していたものとのことことです。

会計事務の手引によれば、精算書の作成が必要です。

10 再委託について

(1) 【指摘】原則的な支出事務である契約のうち、委託先と再委託先との契約内容の確認について（建設部 No.3）

委託先である財団法人愛知県都市整備協会は、当該委託業務のうち建設発生土等処分実態調査業務を、財団法人経済調査会中部支部に再委託しています。契約書においては再委託先からの契約書の写しの入手は求められていませんが、別添の「平成20年度建設副産物関連業務委託仕様書」第5条の3によれば、「乙は甲の承諾により再委託をしたときは、速やかに再委託の契約書の写しを甲に提出するものとする」とされています。このように、県では一般的に、再委託の契約書入手については、契約書ではなく仕様書によって別途定めており、記載があれば入手するように努めているとのことことです。

県の担当者はこの仕様書にしたがって、再委託先からの契約書の写しを入手していますが、契約書の表紙の写しのみを入手しており、契約書全体については入手していない状況です。

これでは、委託先と再委託先との業務委託実施内容について確認できないばかりか、個人情報保護の観点からも愛知県の個人情報取扱事務委託基準と同等の定めを再委託先に遵守させる契約内容となっているかも確認できません。

(2) 【意見】原則的な支出事務である契約のうち、委託先と再委託先との契約内容の確認について（建設部 No.3）

上記指摘に関連して、再委託を行う場合には、基本的には再委託先との契約書の入手を契約書自体で明確に定め、個人情報保護をはじめとした再委託契約内容について確認する必要があります。当該案件に限らず、他の再委託の案件についても契約書本文の入手を失念している可能性が考えられるため、現在再委託が行われている案件については、委託先と再委託先との契約書を取り寄せて内容を確認することが望まれます。

さらに、再委託を行う場合は、再委託先に対しても愛知県の個人情報取扱事務委託基準を遵守させる条項を契約書上にて定めるなどの対応を行うべきです。

ただし、委託といっても様々な契約形態があり、当該案件のように単独の業務を委託している場合ばかりではなく、その形態は多岐にわたるものであるため、すべての再委託を対象として契約書を入手し、内容を確認することは困難であるとも言えます。したがって、委託先と再委託先との契約内容についてまで把握しておかなければ委託事業の適切な遂行に支障がある又は個人情報の保護が保障されないおそれがあると思われる事業については、最低限委託先と再委託先との契約内容の確認を実施する必要があると思われる。

1.1 利用権限の設定について

【指摘】利用権限の設定について（健康福祉部、産業労働部、建設部）

財務システムの利用管理要領第2条(6)では「利用者（利用権限が設定された者）は、財務システムを利用する必要がある者」と定義されており、各所属では財務システムの利用が必要な職員個人単位に利用権限を設定するべきです。財務システムの利用権限（一般）の設定は、年度替りに伴う定期人事異動に合わせて、毎年3月後半から4月上旬に、システム管理者から財務システムを利用する全所属に対して、文書にて依頼することにより行われています。

所属ごとの利用権限の設定をシステムにより行う場合には、財務システムを利用するグループに所属する職員から利用しない職員を削除するか、利用する職員個人単位で登録するかの2つの方法が可能で、所属ごとに指定された所属管理者のうち指定された筆頭管理者が行います。しかし、平成20年度末に実施された年度替りに伴う財務システム利用者権限の設定結果を確認したところ、指定された筆頭管理者によって、財務システムを利用するグループ単位に利用権限が設定されており、職員個人単位での利用権限の設定は行われていません。

その結果、財務システムを利用するグループに属する職員のうち、財務システムを原則として利用しない職員に対しても過剰に利用権限が設定されており、権限外の操作や不要な操作が行われるリスクが高い状況にあります。

担当職員が休暇や病欠で代行せざるを得ない状況に備えて複数名の職員に利用権限を設定する場合がありますが、グループに所属する職員全員に利用権限を設定する必要性は低いと考えます。

したがって、財務システムを利用する職員に対する権限設定は、職員個人単位に利用権限を設定することが必要です。